東濃信用金庫 損害賠償を求める要請書

この事件は、東濃信用金庫(本店岐阜県多治見市)で 2017 年 5 月 24 日に 30 歳の労働者が担当エリアにあるマンションの高層階から飛び降りて自死しました。

人一倍仕事熱心で顧客第一に考える彼は、東濃信用金庫尾張旭支店の渉外担当者として頑張っており、休日でも顧客への訪問営業や、ローラー活動(支店周辺への訪問・宣伝)も行っていましたが、「誓ってお客様のお金を横領するような不正はしていません」という遺書を残して自死したのです。

尾張旭支店の支店長は日常的に職場内で大きな声で、きつい口調、頭ごなしに怒鳴りつけるなど、およそ、指導とは言えないパワーハラスメントをしていたことは、地裁の証言でも明らかになっています。このため生真面目な性格である彼は、精神的なストレスが重なりうつ病発症しました。その上、支店長はありもしない「横領」や「使い込み」等の言葉を使い、彼を叱責するというパワハラ行為が行われていたのです。

金融機関に勤める者において「横領」という言葉は、人格非難であり、この言葉を用いての叱責は、部下を犯罪者呼ばわりして人格を非難するものです。

厚生労働省が設置した労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)会議で、同省雇用環境・均等局が提出し説明した「パワーハラスメントの定義について」では、「裁判例において違法性等が認められた例」の「精神的な攻撃」例として、「他の従業員の面前で横領行為の犯人扱いをする」という例を挙げています。まさにこの内容が当てはまるのではないでしょうか。

このような状況から、彼が業務によりうつ病を発生させ、自死に至ったことは明らかです。 東濃信用金庫には、職員に対して過大な業務を課さない義務や適切なパワハラ防止の教育を 行い、パワハラを防止する義務があります。しかし、これらは果たされていません。

このような状況から、東濃信用金庫の安全配慮義務違反は明らかです。

貴裁判所におかれましては控訴人の主張を十分検討の上、公正な判決をお願いします。

氏	名	住	所	

事務局: 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町九丁目3番地 労働会館本館306号室内 東濃信用金庫パワハラ自死裁判を支援する会